

6月1日(火)~10日(木)は
電波利用環境保護
周知啓発強化期間



良好な電波環境が豊かな情報社会を支えます。電波はルールを守って正しく使いましょう。電波の混信・妨害についての問い合わせは、総務省東北総合通信局相談窓口へ。

☎022-221-0641



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

1 子育て家庭にやさしい 備品購入・設備設置 の費用を補助

市では、「秋田市子育てにやさしい施設等整備補助金」として、商店街や商店、事業所などが、子育て家庭にやさしい備品の購入や設備の設置をする場合に、費用の一部を補助します。

備品購入 手荷物を置く台(非固定式)、授乳ベンチ・いす、ベビーカー、ベビーベッドなどの購入は、5万円を限度に3分の2を補助します

設備設置 授乳設備(仕切り、カーテン、給湯設備など)、乳幼児用いす(トイレ内)、ベビーベッド(備え付け)などの設置は、20万円を限度に3分の2を補助します

●**申し込み** 6月1日(火)から子ども育成支援室☎(866)2141
ファクス(866)2405

Eメール ro-chs@city.akta.akita.jp

2 今年度から 解雇や倒産による離職者の 国保税を軽減

解雇や倒産などにより離職したかたで、次の要件①~⑤をすべて満たすかたの国民健康保険税を軽減します。

軽減の要件

①以前から国保に加入している(または離職により新たに国保に加入する)

3 松くい虫の防除に 薬剤を無料交付

松くい虫被害の予防には薬剤散布が有効です。マツノマダラカミキリが羽化する6月中旬~7月上旬に共同防除を行う町内会に、薬剤を無料で交付します。動力噴霧器などの散布機械は町

②離職日の翌日時点で65歳未満
③平成21年3月31日以降に離職した
④雇用保険受給資格者証の交付を受けた
⑤雇用保険受給資格者証の離職理由が「雇用保険法で定める「特定受給資格者解雇・倒産など」か「特定理由離職者(病気、出産、育児など)」に該当する
*雇用保険受給資格者証について詳しくは、ハローワーク秋田へお問い合わせください。☎(864)4111
軽減内容 離職日の翌日の属する年度とその翌年度において、国保税額を算出するときに「前年中の給与所得」を本来の金額の100分の30で計算します
手続き 世帯主(家族の代理可)のかたが、軽減対象者の雇用保険受給資格者証(同時に国保加入するかたは社保などの資格喪失証明書も)を持って、国保年金課3番窓口、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へどうぞ。
●**問い合わせ** 国保年金課賦課担当
☎(866)2099

5 戦没者の海外慰霊 巡拝を行います

厚生労働省では、先の大戦の戦没者を慰霊するため、遺族のかたを対象に旧主要戦域などにおいて慰霊巡拝を実施しています。平成22年度は、旧ソ連、中国、インドネシア、東部ニューギニ

4 わかくさ相談電話を ご利用ください

少年の悩みや心配事の相談に電話で応じます。面接相談にも対応します。
相談専用電話(862)32255
相談日時 月曜日は午前10時~午後4時、火曜~金曜日は午前9時~午後4時(年末年始・祝日を除く)
相談場所 少年指導センター(文化会館4階)

内会で準備してください。対象の木はクロマツとアカマツです。被害に遭った樹木は、被害の拡大防止のため、6月中旬まで伐採処理をお願いします。
対象町内会 6月中旬から7月上旬までに、薬剤散布を実施できる町内会
対象か所 樹高が10m以上で本数が30本以上、またはこれと同等以上のまとまりをもった場所
●**申し込み** 5月24日(月)から28日(金)まで、農地森林整備課☎(866)2117



4月25日、河辺戸島地区で不法投棄のクリーンアップを実施(4ページ参照)

ごみ不法投棄監視ウイーク

5月30日(日)～6月5日(土)は、全国ごみ不法投棄監視ウイークです。環境だけでなく、私たちの心も荒らす不法投棄は絶対に許しません。

不法投棄を発見したときは、廃棄物対策課へご連絡ください。☎(866)2076

町内会に自治活動費、防犯灯電気料などを助成します

■町内会の振興と運営費軽減のための助成金

- ・均等割 = 1町内当たり15,000円
- ・世帯割 = 1世帯当たり100円
- ・施設分 = 町内集会所1施設当たり5,000円

■町内会が管理している防犯灯の電気料を助成

防犯灯の4月分の電気料を基準に、市の予算の範囲内で助成します。

■既設防犯灯の交換など維持管理費を助成

- ・1灯から60灯まで = 1灯当たり800円
- ・61灯以上 = 1灯当たり400円

防犯灯を無料で設置

夜間の安全な通行と防犯のため、電柱に防犯灯を無料で設置します。数に限りがありますので(全市で170灯)、設置希望か所を厳選し、

町内会で取りまとめて、お申し込みください。

- 設置条件**
- ①設置後の維持管理は町内会でお願いします
 - ②既設の灯具との交換はできません
 - ③取付可能な電柱(木柱は除く)があること

申し込み

各町内会長あてに申請書をお送りします。必要事項を書いて、6月4日(金)まで、下記の受付場所に提出してください。

受付場所▶ 地域振興課(市役所分館2階)、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所、各地域センター

問い合わせ 地域振興課☎(866)2036



4月26日の表彰式で

地域活動に尽力

おめでとう 住民活動賞

秋田市民憲章推進協議会では、町内会活動や交通安全、声かけ運動、環境美化活動など地域活動に功労があった個人28人、1団体に、平成22年度の住民活動賞をお贈りしました。

受賞者のみなさん(カッコ内は地区。敬称略)

- 渡辺洋子(保戸野)
- 加藤久夫(旭北)
- 地主昭一(中通)
- 田中陽子(旭南)
- 渡部耕二(川尻)
- 嵯峨恵美子(茨島)
- 大友昭夫(八橋)
- 石田和敬(泉)
- 大橋由男(土崎)
- 加賀屋幸(土崎)
- 高橋忠雄(土崎)
- 三浦フジエ(将軍野)
- 湊えり子(外旭川)
- 佐々木宏治(新屋)
- 寺門二紀子(勝平)
- 大友敏子(下浜)
- 佐野豊(旭川)
- 伊藤節三(広面)
- 阿部義輝(下北手)
- 佐藤健二(桜小)
- 鎌田博美(太平)
- 佐藤政子(築山)
- 黒澤義弘(牛島)
- 小出暢好(仁井田)
- 島田孝之助(四ツ小屋)
- 藤井武光(飯島)
- 伊藤正儀(下新城)
- 白瀬哲雄(金足)
- 大住南熟年の会(大住)

6

港北・土崎地区の 一部で測量調査を実施

秋田地方事務局では、港北新町、港北松野町、土崎港北六丁目・七丁目の土地の位置や形状を正確に特定する「登記所備付地図」を作成します。地図作成のための測量調査を来年3月まで行います。調査の際、境界確認などで立ち会いをお願いする場合があります。

ア、ミヤンマー、マリアナ諸島、トラック諸島、フィリピン、ギルバード諸島、硫黄島で実施予定です。開催時期など、詳しくはお問い合わせください。
●問い合わせ 県福祉政策課保護・援護班☎(860)1318

7

雄物川本流・支流 サクラマス釣りは 遊漁券が必要です

県内でサクラマス釣りができる期間は、6月1日(火)～8月31日(火)、11月1日(月)～2月28日(月)です。雄物川本流・支流でサクラマス釣りをするときには、遊漁券が必要です(日券前売り3千500円、日券現場売り4千500円、年券1万5千円)。遊漁券の販売場所など、詳しくはお問い合わせください。
●問い合わせ 岩見川漁業協同組合☎(882)3734

りますので、ご協力をお願いします。
●問い合わせ 事務局地図作成現地事務所(旧土崎出張所)☎(880)6551